

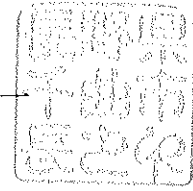
千曲市訓令第8号

本 庁
出先機関

千曲市企画政策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年5月24日

千曲市長 小 川 修



千曲市企画政策会議規程の一部を改正する訓令

千曲市企画政策会議規程（平成17年千曲市訓令第16号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

千曲市企画政策会議等設置規程

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 行政運営の重要政策事項等について、専門的な調査研究及び各部等との総合調整を行うため、千曲市企画政策会議（以下「政策会議」という。）及び庁内調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

第2条の見出しを「（政策会議の所掌事項）」に改め、同条中「会議は」を「政策会議は」に、「付託」を「重要政策事項等を審議決定するに当たり、付託」に改める。

第3条の見出しを「（政策会議の構成）」に改め、同条第1項中「会議」を「政策会議」に改める。

第4条の見出しを「（政策会議の運営）」に改め、同条第1項中「会議」を「政策会議」に改め、同条第2項中「事故」を「に事故」に改め、同条第3項中「会議」を「政策会議の会議」に改める。

第5条の見出しを「（政策会議の報告）」に改め、同条中「会議は」を「政策会議は」に改める。

第6条の見出しを「（政策会議の庶務）」に改め、同条中「会議」を「政策会議」に改める。

第7条の見出しを「（補則）」に改め、同条中「会議」を「政策会議及び調整会議」に、「会長」を「市長」に改め、同条を第11条とし、第6条の次に次の4条を加える。

（調整会議の所掌事項）

第7条 調整会議は、既に実施が決定している事業において、各部等の中で調整が必要な事項について協議を行う。

（調整会議の構成）

第8条 調整会議は、会長、副会長、委員をもって構成する。

2 会長は、協議対象の事業を所管する課等の長をもって充てる。

3 副会長、委員は会長が指名する。

(調整会議の運営)

第9条 会長は、調整会議を総理する。

2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 調整会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(調整会議の庶務)

第10条 調整会議の庶務は、協議対象の事業を所管する課等が行う。

附 則

この訓令は、令和6年5月24日から施行する。